

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊組対第446号

令和4年2月15日

還付金詐欺対策の強力な推進について（通達）

令和3年中の県内における特殊詐欺情勢（暫定値）については、認知件数88件（前年比47件増加）、被害額約1.7億円（前年比約1.2億円増加）といずれも前年を大きく上回っており、特に、還付金詐欺については、令和2年中は認知がなかったものの、令和3年中は33件と急増しているほか、発生地域や被害年齢層の拡大の状況もみられるなど、極めて深刻な情勢となっている。

こうした情勢を踏まえ、各所属にあっては、「今後の特殊詐欺対策の推進について（通達）」（令和3年4月30日付け熊組対第1055号）や「今後の特殊詐欺対策の具体的取組事項について（通達）」（令和3年4月30日付け熊組対第1056号）のほか、特に下記に留意の上、還付金詐欺対策を総合的かつ強力に推進されたい。

記

1 官民一体となった被害防止対策の推進

(1) 「ストップ！ATMでの携帯電話」運動の推進

還付金詐欺については、犯人が被害者をATMに誘導し、被害者に携帯電話で会話をさせながら振込操作をさせる手口であることから、その被害防止のためには、「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」ことを社会の常識として定着させることを目的とした「ストップ！ATMでの携帯電話」運動を広く展開することが効果的である。

このため、各所属にあっては、金融機関その他の関係機関・団体と連携しつつ、官民一体となった広報啓発活動を行うなどして、この運動を強力に推進すること。

(2) 振込被害を防止するための対策の推進

還付金詐欺の振込被害を防止すべく、各所属にあっては、(1)の取組に加え、金融機関その他の関係機関・団体と連携しつつ、高齢者に対する広報啓発、ATM設置場所での声掛け・警戒等の取組を進めるなど、各種対策を推進すること。

(3) 詐取金の払出しを防止するための対策の推進

還付金詐欺による詐取金の払出しを防止すべく、各所属にあっては、金融

機関その他の関係機関・団体と連携しつつ、ATM設置場所での警戒等の取組を進めるほか、金融機関に対して、詐取金の払出しが疑われる場合における窓口への誘導といった対策についての検討を働きかけるなど、各種対策を推進すること。

2 効果的な取締りの推進

(1) 迅速な初動捜査の実施

還付金詐欺については、同一の「出し子」が複数の被害者からの詐取金につき、それぞれ異なるATMから払出しを行う実態がみられることから、「出し子」の払出画像の入手や人定特定を迅速に行った上、この者を早期に検挙し、新たな被害を食い止めることが重要である。

このため、被害の認知直後から本部組織犯罪対策課への速報を徹底し、関係する都道府県警察と積極的に連携した上で、「出し子」の人定特定に向けた初動捜査を迅速に実施すること。

(2) 合共同捜査の実施等による効率的な捜査の推進

還付金詐欺の捜査の実施に当たっては、同一の犯行グループによる複数の犯行につき、警察組織が総合力を発揮して、効率的に捜査を行うことが重要である。

このため、各所属にあっては、地理的要素等を考慮しつつ、本部組織犯罪対策課と連携し、関係する都道府県警察と合共同捜査を行うなどして、効率的な捜査の推進に努めること。

(3) 被疑者画像を活用した公開捜査の検討

還付金詐欺の捜査の実施に当たっては、事案に応じ、「出し子」の払出画像等を公開し、積極的に国民の協力を求めることが有益である。

このため、各所属にあっては、入手した「出し子」の払出画像等の本部組織犯罪対策課への報告を徹底し、犯罪反復のおそれ、捜査上の必要性、被疑者の名誉、信用、プライバシー等への影響等の諸要素を総合的に勘案した上で、「出し子」の払出画像等を活用した公開捜査を積極的に検討すること。

(4) 特殊詐欺を助長する犯罪の取締り

還付金詐欺対策の推進に当たっては、犯行グループに対する預貯金口座等の供給を遮断して犯行を困難にする必要がある。

このため、各所属にあっては、預貯金口座の名義人に対する捜査を徹底し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）等の関係法令を積極的に適用して、預貯金通帳の不正譲渡等の特殊詐欺を助長する各種犯罪の取締りに努めること。

(5) 金融機関等との協力体制等の構築

還付金詐欺の捜査の実施に当たっては、金融機関やコンビニエンスストア等と「出し子」の迅速かつ効率的な検挙を可能とするための協力体制を構築しておくことが重要であることから、各所属にあつては、平素から、管内の金融機関等と協力体制を構築しておくとともに、入手情報の本部組織犯罪対策課への報告を徹底すること。